

公益財団法人三溪園保勝会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は公益財団法人三溪園保勝会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市中区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国民共有の文化遺産である重要文化財建造物等及び名勝庭園の保存・活用を通して、歴史及び文化の継承とその発展を図り、潤いある地域社会づくりに寄与するとともに、日本の文化を世界に発信することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 重要文化財建造物及び名勝庭園の維持管理
 - (2) 重要文化財建造物及び名勝庭園を活用した伝統文化の振興
 - (3) 原三溪に関連した美術品等の収集、保存及び活用
 - (4) 文化財施設の公益目的活用としての貸出
 - (5) その他この法人の公益目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業等を行う。
- (1) 前項の事業を推進するために行う駐車場管理運営及びその他の付帯事業
 - (2) 第1項第4号以外の文化財施設の貸出
 - (3) その他この法人の公益目的事業の推進に資する事業
- 3 前2項の事業は横浜市において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得た上で、評議員会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに神奈川県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第 1 項及び第 3 項の書類については、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に神奈川県知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 10 条 この法人に評議員 8 名以上 13 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会の決議にて行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げるもの以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 理事

- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(評議員の任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 13 条 評議員に対して、1 日当たり 30,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した日額を報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員、評議員及び委員会委員の報酬並びに費用に関する規程による。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 財産目録の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認

(10)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員のうち、1 名を評議員会議長とする。

2 評議員会議長はその評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)監事の解任

(2)評議員に対する報酬等の支給の基準

(3)定款の変更

(4)基本財産の処分又は除外の承認

(5)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 20 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選出された議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第 23 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会で定める評議員会運営規則による。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 4名以上7名以内

(2)監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長とする。

4 第2項の理事長及び前項の副理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、2名以内を一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

(1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(2) 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

2 理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事又は監事に異動があったときには、2週間以内に登記を行い、登記事項証明書等を添えて、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び業務執行理事は毎事業年度ごとに4カ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対し、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員、評議員及び委員会委員の報酬並びに費用に関する規程による。

(役員の実任の免除又は限定)

第 31 条 この法人は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項に規定する役員の実任責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は金 10 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 評議員会で定めるもの以外の規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長及び副理事長並びに業務執行理事の選定及び解職
 - (6) 一般法人法第 197 条において準用する同法第 84 条の理事の取引の承認
 - (7) その他法令及び定款に定める事項
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (2) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (3) 多額の借財
 - (4) 重要な使用人の選任及び解任
 - (5) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (6) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
 - (7) 第 31 条第 1 項に規定する賠償責任の免除及び第 31 条第 2 項に規定する責任限定契約の締結

(開催)

第 34 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 一般法人法第 197 条において準用する同法第 93 条の規定により、理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して理事長に招集の請求があったとき又は当該理事が招集したとき。
- (3) 一般法人法第 197 条において準用する同法第 101 条第 2 項及び第 3 項の規定により、監事から理事長に理事会の招集の請求があったとき又は当該監事が招集したとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 2 号後段により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 3 号後段により監事が招集する場合を除く。

(議長)

第 36 条 理事会議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるとき、又は欠けたと

きは、他の理事がこれにあたる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 41 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、評議員会において総評議員の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的及び第 4 条に規定する事業並びに第 11 条に規定する評議員の選任及び解任を除く。

2 前項にかかわらず、評議員の全員が賛成する場合、第 3 条に規定する目的及び第 4 条に規定する事業並びに第 11 条に規定する評議員の選任及び解任について、変更することができる。

3 公益認定法第 11 条第 1 項に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものは除く）をしようとする場合は、神奈川県知事の認定を受けなければならない。

(解散)

第 43 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局及び職員

(事務局)

第 46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には園長及び所要の職員を置く。

3 園長等の重要な職員は理事長が理事会の承認を得て任免する。

- 4 前項以外の職員は理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第10章 委員会

(委員会)

第47条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、任意の機関として、委員会を設置することができる。

- 2 委員会委員の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 委員会委員は、学識経験者のうちから理事会において任期を定めた上で選任する。
- 4 前項に定めるもののほか、委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会の職務)

第48条 委員会は、次の職務を行うことができる。

- (1) 理事長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

(委員会委員に対する報酬等)

第49条 委員会委員は、1日当たり30,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した日額を報酬として支給することができる。

- 2 委員会委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員の決議により別に定める役員、評議員及び委員会委員の報酬並びに費用に関する規程による。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第52条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

第13章 雑則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を

事業年度の開始日とする。

3. この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事（代表理事）内田弘保 理事（代表理事）猿渡紀代子

理事 野村弘光 理事 伊原恵司 理事 新井恵美子

理事（業務執行理事）川越寛

監事 高野伊久男 監事 金子隆一

4. この法人の最初の理事長は、内田弘保とする。

5. この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

原範行 光田清隆 日野正夫 成田憲一 平井聖 真保亨 岩原弘久

役爽光 加藤廉 柳田昌賢 高橋隆男 牧野孝一 李宏道

別表第 1

基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)(第 5 条関係)

財産種別	場所・物量等
定期預金	定期預金 500,000 円 (横浜銀行本牧支店)
土地	174,777.66 m ² 横浜市中区本牧三之谷 58 番 1 号
建物	1,690.38 m ² 横浜市中区本牧三之谷 58 番 1 号 三溪記念館(一般建築物)

別表第2

公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産(第5条関係)

財産種別	場所・物量等
建物	13.30 m ² 旧天瑞寺寿塔覆堂(重要文化財) 平成23年11月以前取得
建物	43.40 m ² 天授院(重要文化財) 平成23年11月以前取得
建物	43.60 m ² 春草廬(重要文化財) 平成23年11月以前取得
建物	48.50 m ² 旧燈明寺三重塔(重要文化財) 平成23年11月以前取得
建物	56.40 m ² 聴秋閣(重要文化財) 平成23年11月以前取得
建物	81.00 m ² 旧東慶寺仏殿(重要文化財) 平成23年11月以前取得
建物	123.50 m ² 月華殿(重要文化財) 平成23年11月以前取得
建物	224.42 m ² 旧燈明寺本堂(重要文化財) 平成23年11月以前取得
建物	501.20 m ² 臨春閣(重要文化財) 平成23年11月以前取得
建物	727.50 m ² 旧矢筥原家住宅(重要文化財) 平成23年11月以前取得
建物	御門(横浜市指定有形文化財) 平成23年11月以前取得
建物	277.90 m ² 白雲邸(横浜市指定有形文化財) 平成23年11月以前取得
建物	965.62 m ² 鶴翔閣(旧原家住宅)(横浜市指定有形文化財) 平成23年11月以前取得
建物	12.70 m ² 金毛窟(古建築) 平成23年11月以前取得

財産種別	場所・物量等
建物	28.80 m ² 横笛庵(古建築) 平成 23 年 11 月以前取得
建物	38.10 m ² 林洞庵(古建築) 平成 23 年 11 月以前取得
建物	63.20 m ² 蓮華院(古建築) 平成 23 年 11 月以前取得
絵画	294 点 平成 24 年 8 月以降取得 15 点 平成 24 年 8 月以前取得 3 点 平成 23 年 11 月以前取得 276 点
書	83 点 平成 24 年 8 月以降取得 6 点 平成 23 年 11 月以前取得 77 点
工芸	32 点 平成 24 年 8 月以降取得 4 点 平成 23 年 11 月以前取得 28 点
彫刻	5 点 平成 24 年 8 月以降取得 2 点 平成 23 年 11 月以前取得 3 点
資料	100 点 平成 24 年 8 月以降取得 1 点 平成 23 年 11 月以前取得 99 点

(施行) 平成 24 年 8 月 1 日
(最近改正) 令和元年 6 月 27 日
令和 4 年 6 月 30 日